

磐田市職員ストレスチェック業務要求水準書

1 業務目的

労働安全衛生法の規定により、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という）を実施することが事業者の義務とされている。

これにより、本市においても、職員自身が自らのストレスに自発的に適切な対処をするとともに、事業者や管理監督者などによる職場環境の改善を進めることなどによって、職場のストレス要因そのものを軽減させ、メンタルヘルス不調の発生を未然に防止するために、ストレスチェックを実施するものである。

2 対象者

正規職員、会計年度任用職員 2,100 人（見込み）

集団分析の対象となる組織数 61 集団（見込み）

3 業務期間

契約の日から令和8年3月31日までの期間内とする。

4 業務内容

実施体制は(1)のとおりとする。受託者は(2)～(5)の業務を実施及び管理するための体制を整備すること。

(1) 実施体制

・実施代表者	本市の産業医
・共同実施者	《本業務の受託者》
・実施事務従事者	職員課給与厚生グループ担当
・委託先実施事務従事者	《本業務の受託者から選任》

(2) 調査の実施

① 調査方法

- ・調査項目には労働安全衛生規則（以下、「規則」という。）第52条の9第1号から第3号までに規定する3つの領域に関する項目が含まれているものであり、「新職業性ストレス簡易調査票」である80項目を基本とする。ただし、磐田市職員課（以下「委託者」と言う。）と受託者の協議のうえ、別途質問項目を追加できるものとする。
- ・調査はWEB媒体の調査票により実施する。
- ・委託者は、調査対象者の職員データを受託者に提供する。提供するデータの内容は、調査及びデータの分析に必要な範囲で、委託者と受託者で協議して決める。

② 評価方法

- ・個人のストレス程度の評価方法については、点数化した評価結果を数値で示すとともに、ストレスの状況を図表等によりわかりやすく示すこと。

- ・ 高ストレス者の選定方法については、規則第 52 条の 9 第 2 号の評価点数のみでなく、第 1 号及び第 3 号の評価点数についても総合的に考慮したものであること。

③ 結果の通知

- ・ 職員への結果通知については、WEB 媒体により個人のストレスチェック結果及びストレスの程度、セルフケアのためのアドバイス、相談窓口等の案内文書、面接指導の対象者か否かの判定結果、過年度の結果データがある職員については過年度の結果（過去 2 年度分）を記載すること。また、委託者の指定するデータ形式（所属別及び職員番号順を想定）で納入すること。
- ・ 面接指導対象者への通知は、対象者のみに対して結果通知と併せて通知すること。その際、面接指導の申出方法の案内及び申請フォームの URL を表示すること。
- ・ 結果の通知に際して、高ストレス者や面接指導対象者であることが対象者以外に類推されることが無いよう充分配慮すること。

④ 産業医との連携

- ・ 面接指導を実施する本市産業医への実施結果の報告が円滑にできるものであること。

(3) 組織分析

- ① ストレスチェックの結果に基づき集団ごとの集計・分析を行い、結果については図表等により、わかりやすく示したものであること。また過年度の結果についても、記載すること。
- ② 全体及び集団ごとの現状分析結果と共に職場環境改善に対する提案がされていること。また、分析結果は管理監督者等の研修に活用できるものであること。
- ③ 集計・分析を行う集団の単位は、市全体、部相当の組織（約 11 組織）、課相当の組織（約 61 組織）を基本とする。なお組織数については変動することがある。
- ④ ③に加え、職種別、年代別、男女別等のクロス集計を行うものとする。クロス集計等の方法については、委託者と受託者で協議して決定する。

(4) 結果記録の保存

結果の記録を 5 年間保存するための具体的な方法及びセキュリティが確保されていること。

(5) フォローアップ研修の実施

- ① 委託者が開催するメンタルヘルスの基礎、ストレスマネジメントスキルの習得を目的としたメンタルヘルス研修会に講師を派遣し、研修会を実施すること。
- ② 研修会の会場は、委託者が手配し、会場の使用料は委託者が負担する。
- ③ 研修会の開催日時は、委託者と受託者で協議のうえ、委託者が指定した日時で実施する。
- ④ 研修会の実施回数は、対象者数に併せて別途協議するが、最大でも連続した 2 日間で実施し、2 時間の研修 4 回までとする。
- ⑤ 研修会の内容や資料の内容は、公務員という職の性質や本市の状況等を踏まえたものとし、事前に委託者と受託者で協議して決定する。
- ⑥ 令和 6 年度の対面研修では、新規採用職員約 40 名に対して実施。

⑦ 対面研修を含め、提案限度額の範囲内で全職員を対象にした動画視聴型の研修など、効果的なフォローアップにつながる研修等について提案を求める。

(6) その他

① 緊急に対応が必要な場合に、市の産業医又は市の実施事務従事者へ連絡調整を含め、適切に対応できる体制がとられていること。

② 調査の時期は、別途協議の上、決定する。

5 受託者の遵守事項

受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 受託者は、業務の実施にあたって関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、業務について知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。業務が終了した後についても同様とする。

(3) 受託者は、業務の詳細について常に市と連絡をとり、十分な打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

6 その他

(1) 本委託業務により得られた成果品（電子データを含む）は、本市に帰属するものとする。

(2) 業務執行にあたって、問題が生じた場合は、委託者と受託者が協議して決定する。